

<一般委託>

PFOS・PFOA水質分析業務委託(7～10月分)仕様書

PFOS・PFOA水質分析業務委託(7～10月分)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、海水のPFOS及びPFOAの水質分析を行い、その結果を報告するものである。
2	履行期間	契約日から令和5年12月31日
3	施行場所	受託者の分析室
4	業務内容	詳細仕様書のとおり
5	特記事項	-
6	関係法規	水質汚濁防止法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>計量法における計量証明事業者(濃度)の登録を受けていること。</li> <li>平成30年4月1日以降に、海水でのPFOS/PFOAの水質分析業務を、元請けとして受託し完了した実績があること。</li> </ul>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	環境部環境保全課水環境係(直通046-822-8329)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</li> <li>本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</li> </ul>
----------------------------------	--

## PFOS・PFOA 水質分析業務委託 (7～10月分) 詳細仕様書

本委託は、海水の PFOS 及び PFOA の水質分析を行い、その結果を報告するものである。

### 1 試料の発送日

令和5年7月5日(水)、令和5年8月2日(水)、  
令和5年9月6日(水)、令和5年10月4日(水)

※ 試料はクール便で受託者の分析室に配送する。

※ 天候等の影響により採水日が変更となった場合は、試料の発送日も変更となる。

※ 試料容器は本市で用意し、分析終了後の容器の返却は不要とする。

### 2 分析項目

要監視項目 1 項目

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)

※ 計量証明書には合計値を記載すること。

### 3 分析数

海水 7 検体 × 4 回 (合計 28 検体)

※ 1 検体あたり 1000ml の海水試料を発送する。

※ 試料量が足りない・多い場合等は別途協議して調整する。

### 4 測定方法

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日 環水大water発第2005281号) 別表2」及び JISK0450-70-10 に基づき実施する。

### 5 提出物及び期限

① 計量証明書

② 分析チャート

※ PFOS 及び PFOA の 確定値は発送日を除く 5 営業日の午前中までに報告 すること。

※ ①は原本を、紙媒体及び原本のスキャンデータで提出すること。②は電子媒体で提出すること。

※ ①及び②は検体の発送日から1か月で提出すること(分析月ごとに提出)。

### 6 注意事項

(1) 業務で排出する廃液等は関係法令を遵守し、適正に処理すること。

(2) 分析現場等への立ち入り検査や精度管理等に関する事項の聴取を行う場合は協力すること。

(3) 本仕様書に明記のない事項等で疑義が生じた場合については、本市と協議し遺漏のないように施行すること。

(4) 業務委託契約約款第5条にかかわらず本委託調査は業務の一部であっても再委託を禁止する。